

平成28年(行ウ)第185号 損害賠償請求事件(住民訴訟)

原告 小林洋一

被告 和泉市長

準備書面(1)

平成29年4月14日

大阪地方裁判所 第2民事部 合議2係 御中

被告訴訟代理人

弁護士

俵

正市



同(担当)

多田

真央



第1 平成28年11月21日付「請求の趣旨の変更申立書」による変更後の請求の趣旨に対する答弁

(本案前の答弁)

- 1 本件訴えをいずれも却下する。
  - 2 訴訟費用は原告の負担とする。
- との判決を求める。

(本案の答弁)

- 1 原告の請求をいずれも棄却する。
  - 2 訴訟費用は原告の負担とする。
- との判決を求める。

## 第2 本案前の答弁の理由

- 1 平成28年11月21日付「請求の趣旨の変更申立書」による訴えの変更は、初診料相当額及び乳幼児加算相当額の重複分の支出命令の差止めの請求を追加し、相手方和泉市医師会に係る訴えを損害賠償請求権の行使を求めるものから不当利得返還請求権の行使を求めるものへ変更し、金員の請求の相手方として和泉市長である辻宏康を追加するものである。

訴えの変更は、変更後の新請求については新たな訴えの提起にほかならないから、地方自治法242条の2第2項所定の出訴期間の遵守の有無は、変更前後の請求の間に訴訟物の同一性が認められるとき、又は両者の間に存する関係から、変更後の新請求に係る訴えを当初の訴えの提起の時に提起されたものと同視し、出訴期間の遵守において欠けるところがないと解すべき特段の事情があるときを除き、上記訴えの変更の時を基準としてこれを決すべきである（最高裁昭和61年2月24日第二小法廷判決・民集40巻1号69頁参照）。

- 2 本件において、差止請求（地方自治法242条の2第1項第1号）と損害賠償請求又は不当利得返還請求（同項第4号）とでは訴訟物が異なる。また、原告は当初の訴えの提起時から支出命令の差止めを請求することについて何ら支障はなかったのであるから、出訴期間を徒過した新訴の提起を適法とすべき必要性はなく、特段の事情は認められない。

相手方和泉市医師会に対する金員の請求を求める部分についても、不法行為に基づく損害賠償請求と不当利得返還請求とでは訴訟物が異なる。また、原告は当初の訴えの提起時から相手方和泉市医師会に係る訴えについて、不当利得返還請求とすることについて何ら支障はなかったのであるから、特段の事情は認められない。

相手方辻宏康に係る訴えは、当初の訴え提起時に相手方とされていなかった者を追加するものであるから、和泉市医師会のみを損害賠償請求の相手方とする変更前の訴えとの間に訴訟物の同一性はない。また、原告は当初の訴えの提

起時から、市長である辻宏康を支出命令を行った者として損害賠償請求の相手方とすることについて何ら支障はなかったのであるから、特段の事情は認められない。

したがって、本件訴えの変更はいずれも出訴期間を遵守しない不適法な訴えである。

### 第3 被告の主張

#### 1 相手方辻宏康に係る訴えについて

原告は、初診料相当額及び乳幼児加算相当額の重複分について、相手方辻宏康が市長として支出命令を行ったことが不法行為であると主張するようである。

地方自治法242条の2第1項第4号に定める普通地方公共団体の職員に対する損害賠償請求は、財務会計上の行為を行う権限を有する当該職員に対して、職務上の義務に違反する財務会計上の行為による当該職員の個人としての損害賠償義務の履行を求めるものにほかならない。したがって、当該職員の財務会計上の行為をとらえて上記損害賠償責任を問うことができるのは、たとえこれに先行する原因行為に違法事由が存する場合であっても、当該原因行為を前提としてされた当該職員の行為自体が財務会計法規上の義務に違反する違法なものであるときに限られると解するのが相当である（最高裁平成4年12月15日第三小法廷判決・民集46巻9号2753頁参照）。

本件では、予防接種業務委託契約は適法かつ有効に締結されているのであるから、先行する原因行為に違法事由がそもそも存在しない。そして、相手方辻宏康は当該適法かつ有効な契約に基づき支出命令を行っているのであるから、財務会計法規上の義務に違反する違法な行為は何ら存在しない。

よって、相手方辻宏康について不法行為は成立しない。

## 2 相手方和泉市医師会に係る訴えについて

原告は、相手方和泉市医師会が初診料相当額及び乳幼児加算相当額の重複分について不当に利得していると主張する。

しかし、委託料は、予防接種業務委託契約書5条3項に基づき、本件予防接種業務の委託者である和泉市から予防接種の各実施医療機関が指定する預金口座へ振り込まれることとなっている（甲1）。したがって、相手方和泉市医師会に一切利得はない。

また、委託料は予防接種委託業務委託契約に基づき支払われているのであるから、委託料を受領することには法律上の原因がある。

よって、相手方和泉市医師会について不当利得は成立しない。

以 上